2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　（略）

二　第六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

3　登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　（略）

（登録の更新）

第六条の四　登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　（略）

（登録試験事務の実施に係る義務）

第六条の五　登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

（登録の取消し等）

第六条の十三　国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

一～四　（略）

五　不正の手段により登録を受けたとき。

（公示）

第六条の十七　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき。

二・三　（略）

四　第六条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録試験実施事務の停止を命じたとき。

（一級の技能検定）

第七条　一級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
一級自動車整備士（総合）の技能検定	全ての自動車	一　構造、機能及び取扱法 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用機械に関する初等知識 四　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法 五　材料及び燃料油脂の性質及び用法	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一般的なコミュニケーション技術を含む。） 三　修理（修理
一級自動車整備士（二輪）の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　（略）

二　第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

3　第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　（略）

（登録の更新）

第六条の四　第六条第六項の表第五号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　（略）

（登録試験事務の実施に係る義務）

第六条の五　登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第四項並びに第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

（登録の取消し等）

第六条の十三　国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第六項の表第五号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

一～四　（略）

五　不正の手段により第六条第六項の表第五号の登録を受けたとき。

（公示）

第六条の十七　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第六条第六項の表第五号の登録をしたとき。

二・三　（略）

四　第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を取り消し、又は登録試験実施事務の停止を命じたとき。

（一級の技能検定）

第七条　一級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
一級大型自動車整備士の技能検定	一　普通自動車であつて次に掲げるもの イ　車両総重量が八トン以上 ロ　最大積載量が二トン超 ハ　乗車定員が十一人以上 二　大型特殊自動車	一　構造、機能及び取扱い法 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用機械に関する初等知識 四　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い法 五　材料及び燃料油脂の性質及び用法	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三　修理 四　整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い